

Step 1 高梁市景観計画を確認する

- 高梁市景観計画では、第2章に「景観計画の区域と方針」、第3章に「地域別景観まちづくりの方針」、第4章に「重点地区景観まちづくりの方針」を掲げています。
- 届出の必要性の有無に係らず、計画している行為の該当地域における景観まちづくりの方針を確認してください。
- 高梁市景観計画は、市窓口及び市ホームページなどでご覧いただけます。



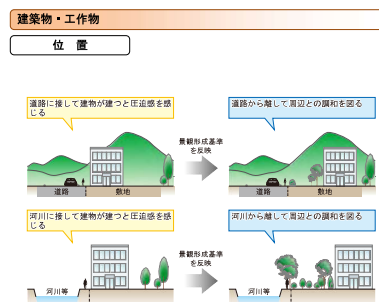
Step 2 届出対象行為の区分を確認する

ポイント

- 本手引のP7からの「4. 届出対象行為の解説」において、計画している行為が届出対象に該当するかどうかを確認してください。
- 届出が必要な場合は、建築確認申請等を行う前の計画変更が可能な時期に、できる限り事前相談を行ってください。

Step3 景観形成基準の内容を確認する

- 本手引のP15からの「5. 景観形成基準の解説」において、基準の内容をイラストや写真により解説しています。
- 計画している行為が景観形成基準に適合しているか確認してください。
- 届出が必要でない場合においても、基準の内容を確認し、基準に沿った整備を行うよう努めてください。



Step 4 周辺の景観との調和について考える

- 景観形成基準を踏まえた上で、周辺の景観との調和について再考し、必要に応じて、計画の変更を検討してください。

Step 5 届出手続きの実施

- 手続きに必要な書類を作成し、届出を行ってください。